

地方税共同機構

第11回 代表者会議

令和3年3月11日(木) 14時00分
WEB開催

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 令和3年度事業計画(案)
- (2) 令和3年度予算(案)

3 報 告

- (1) 検討課題に係る取組状況
- (2) 予算の執行に関する報告
- (3) 税制改正・電子化推進対応資金積立金(仮称)の設置

4 閉 会

地方税共同機構
代表者会議 委員名簿

- ◎ 河野 俊嗣 宮崎県知事
- 高橋 正樹 富山県高岡市長
- 永原 譲二 福岡県大任町長
- おお 大谷 かず子 株式会社日本総合研究所執行役員法務部長
- さ 佐藤 英明 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
- つじ 辻 たく也 一橋大学大学院法学研究科教授

(◎ : 議長、○ : 議長代理)

地方税共同機構 第11回代表者会議 資料

【議案】

議案第1号 令和3年度事業計画（案）

（参考） 令和3年度事業実施計画（案）

議案第2号 令和3年度予算（案）

（参考） 令和3年度負担金総額見込算定基礎（第6回代表者会議
（令和2年6月29日）説明資料）と令和3年度予算（案）と
の変更点

【報告】

報告第1号 検討課題に係る取組状況

報告第2号 予算の執行に関する報告

報告第3号 税制改正・電子化推進対応資金積立金（仮称）の設置

※ 運営審議会 意見書

（参考） 第5回運営審議会 会議録

令和 3 年度事業計画（案）

地方税共同機構

地方税共同機構（以下「機構」という。）は、地方団体が共同して運営する組織として、機構処理税務事務を行うとともに、地方団体に対してその地方税に関する事務に関する支援を行い、もって地方税に関する事務の合理化並びに納税義務者及び特別徴収義務者の利便の向上に寄与するよう、令和3年度は次の事業を実施する。

I 機構処理税務事務

1 地方税ポータルシステム関連事務

地方税の電子申告、電子納税等を取り扱う地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」という。）の開発及び運用を行う。具体的には、電子申告等事業、国税連携事業、年金特徴事業及びこれらに附帯する事業を行う。

(1) eLTAXの適切な管理運営

- ・ eLTAX及び地方税共通納税システムについて、引き続き、適切かつ安定的な管理運営を行う。
- ・ eLTAX利用者の更なる増加が見込まれることから、eLTAXホームページやヘルプデスクの改善を含め、eLTAXの使い勝手の向上に努める。

(2) eLTAXの機能改善・拡充

- ・ 金融所得課税（個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割）について、電子申告及び電子納入手続を稼働する（令和3年10月1日以後に行う申告及び納入について適用）。
- ・ 地方税共通納税システムについて、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の対象税目への追加（令和5年度以後の課税分について適用）に向けた具体的な検討を進める。
- ・ 給与所得に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）について、eLTAXを経由して電子的に提供する仕組み（令和6年度分以後の個人住民税について適用）の導入に向けた具体的な検討を進める。
- ・ eLTAXを利用して行うことができる申請等の範囲を拡充する。

(3) 次期システム更改の時期等の見直し

デジタル・ガバメント推進をより効率的に実現するため、令和6年度に予定していたeLTAXの次期更改時期を令和8年度とすることとし、次期eLTAX更改基本計画の見直しを行うとともに、実施計画の策定に着手する。

2 車体課税関係事務

(1) 自動車税関係システムの適切な管理運営

国土交通省等と共同で運営している自動車保有関係手続のワンストップサービスについて、関連するサービスの共通基盤であるインターフェースシステムの利用、

都道府県税事務として必要なOSS都道府県税共同利用化システム及び自動車税納付確認システム（JNK S）の適切な運用並びにこれらに附帯する事業を行う。

(2) 次期システム更改

令和5年1月に予定されるOSS都道府県税共同利用化システムの更改に向け、国土交通省等と連携を取りつつ設計・開発を進める。

(3) 軽自動車関係手続の電子化

軽自動車税環境性能割及び種別割の申告又は報告、継続検査時における種別割の納付の有無の事実の確認については、国の関連システムの更改時期に合わせて電子的手続が可能となるよう、関係機関等と連携を取りつつ設計・開発を行う。

3 地方税電子化への取組

(1) 地方税共通納税システムの拡充に向けた検討

- ・ 地方税共通納税システムの利用は、納税者の利便性に資するとともに、地方団体、指定金融機関等における業務の効率化や省力化の効果が期待できることから、全税目に拡大することを視野に検討を行う。
- ・ 個人の納税者の利便性の向上に資するため、クレジットカードによる納付等、キャッシュレス化に対応した納付手段の多様化について具体的な検討を進める。

(2) 電子申告等手続の拡充に向けた検討

現在、eLTAX に対応していない申告・申請・届出等、地方税に関する全ての手続の電子化に向けた検討を行う。

(3) 基幹税務システムベンダーとの連携

基幹税務システムベンダーとの情報交換の場を活用し、税制改正等に対する地方団体の基幹税務システムの改修等の円滑・迅速な実施に資する支援を行うとともに、標準化の動向についても適宜の情報提供を行う。

4 情報セキュリティ対策

地方税共通納税システムにおける特定徴収金の取扱いや対象税目の拡大等、社会インフラとしてのeLTAXの役割の拡大等を踏まえ、機構処理税務事務システムについて、高い安全性と信頼性を確保していくため、第三者による情報セキュリティ監査やセキュリティ診断の実施をはじめとした情報セキュリティ対策の充実・強化に取り組む。

II 研修・調査研究等

1 教育及び研修

eLTAX研修、情報セキュリティ研修、税務研修（不動産評価研修、直税課税研修、軽油引取税調査事務研修、ブロック別徴収事務研修、政令指定都市研修）等、地方団体

の職員に対して、地方税に関する教育及び研修を行う。地方団体負担金以外の財源を活用し、市区町村を含めた全地方団体向けの研修を引き続き実施するとともに、ICTの活用等による研修機会の更なる拡充に向けて取り組む。

2 調査研究

- ・ 地方税務行政を取り巻く状況の変化に的確に対応し、適正、公平で効率的な業務運営に資するため、諸課題に関する実務者等の連携による調査研究を行う。
- ・ デジタル・ガバメント推進の動きに対応するため、地方団体や関係機関の実務面に配慮しつつ、地方税に関する全ての手続の電子化に向けた調査研究を行う。

3 広報その他の啓発活動

- ・ 全国共通で行うことが効果的かつ効率的な、自動車税・軽自動車税の納期内納付、税を考える週間等の地方税に関する広報その他の啓発活動等を行う。
- ・ eLTAX、地方共通納税システムの利用率及び認知度の向上等に向けて、関係機関・関係団体等と連携し、普及啓発に取り組む。

4 地方団体に対する情報の提供その他の支援

- ・ 地方団体が実施する講演会等への助成等を行う。
- ・ 不正軽油撲滅や全国一斉路上軽油抜取調査についての都道府県間の連絡調整や広報等を行う。
- ・ 基幹税務システムの標準化や税務関係事務の合理化に向けた支援を行う。

Ⅲ 組織体制・業務運営等

1 効率的な執行体制の実現

地方税電子化に伴うシステムの整備・拡充、地方税共通納税システムの対象税目追加に伴う管理運営業務、ICTを活用した研修の充実や地方税電子化の推進の動きに対応した調査研究の強化等、今後見込まれる業務の拡大等に適切に対応するため、効率的な執行体制の実現に努める。

2 適正な業務運営の確保

- ・ 地方税に関する電子的手続や地方団体の公金収納業務の一端を担う機構の社会的な責任の重さを踏まえ、関連法規の遵守、内部監査、外部監査、監事監査、内部統制に関する仕組等により、業務の適正かつ効率的な運営を確保する。
- ・ 機構の事務局における情報セキュリティ対策を適正に行う。

(参考)

令和3年度事業実施計画（案）

地方税共同機構

目 次

I 機構処理税務事務

1 地方税ポータルシステム関連事務	1
2 車体課税関係事務	2
3 地方税電子化への取組	3
4 情報セキュリティ対策	4

II 研修・調査研究等

1 教育及び研修	5
2 調査研究	5
3 広報その他の啓発活動	6
4 地方団体に対する情報の提供その他の支援	6
5 その他	7

III 組織体制・業務運営等

1 効率的な執行体制の実現	8
2 適正な業務運営の確保	8

I 機構処理税務事務

1 地方税ポータルシステム関連事務

(1) eLTAX の適切な管理運営

① 電子申告等事業

- ・ 納税者が、複数の地方団体に対し、地方税の申告、申請・届出、納税等の手続が確実にできるよう、システムを円滑に運用する。
- ・ 地方税関係の申告、申請・届出の繁忙期（令和4年1月15日～3月15日）には、土曜日、日曜日及び祝日においてもシステムを稼働するとともに、特に最繁忙期（令和4年1月15日～31日）には、メンテナンス時間を除き24時間稼働する。

② 国税連携事業

- ・ 所得税確定申告書及び法定調書の国税庁から地方団体へのデータ送信を確実に実施する。
- ・ 市区町村から国税庁への扶養是正情報等のデータ送信の利用促進について、総務省及び国税庁と連携して取り組む。

③ 年金特徴事業

- ・ 公的年金から特別徴収される個人住民税に係る年金保険者と市区町村とのデータ交換について、eLTAXを経由して確実に実施できるよう管理する。

④ 地方税共通納税システム

- ・ 地方団体、運用受託事業者及び金融機関等と緊密に連携しながら、安定的に運用する。
- ・ 地方税の申告データとともに公金を取り扱うシステムであることから、資金決済に係る関係機関（日本マルチペイメントネットワーク推進協議会、日本マルチペイメントネットワーク運営機構及び金融機関）と連携し、円滑に運用する。

⑤ eLTAX ホームページやヘルプデスクの改善

制度改正による利用者の増加に加え、行政手続のオンライン化が求められるなど、eLTAXの利用者の更なる増加が見込まれる中において、eLTAXの円滑な運用を実現するため、委託先事業者と連携し、ホームページ等のコンテンツの充実、ヘルプデスクにおける対応能力の増強等、所要の見直しを行う。

(2) eLTAX の機能改善・拡充

① 金融所得課税に係る電子申告・電子納入手続の稼働

- ・ 金融所得課税（個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割）について、電子申告及び電子納入手続の稼働（令和3年10月1日以後に行う申告及び納入から適用）に向け、開発及び試験を着実にを行い、稼働後においては安定的に運用する。
- ・ 金融所得課税に係る電子申告・電子納入手続に係るドキュメントを整備し、関係機関・関係団体等と連携して広報活動やフォローアップに努める。

② 地方税共通納税システムへの対象税目の追加

地方税共通納税システムについて、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の対象税目への追加（令和5年度以後の課税分について適用）に向けて、関係機関・関係団体等と連携しながら必要となる機能要件を明確にした上で、システム開発に着手する。

③ 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化への取組

給与所得に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）について、eLTAXを経由して電子的に提供する仕組み（令和6年度分以後の個人住民税について適用）の導入に向けて、関係機関・関係団体等と連携しながら必要となる機能要件を明確にした上で、システム開発に着手する。

④ eLTAXを利用して行うことができる申請等の範囲の拡充

現在eLTAXが対応していない更正の請求等の地方税に関する手続について、電子的に提出するための検討及び開発を行う。

⑤ ダイレクト納付・地方団体向けポータルサイト等の改修

納税者及び地方団体の利便性向上のため、ダイレクト納付及び地方団体向けポータルサイト等について、必要な改修を行う。

(3) 次期システム更改の時期等の見直し

- ・ デジタル・ガバメント推進をより効率的に実現するため、令和6年度に予定していたeLTAXの次期更改時期を令和8年度とする。
- ・ 次期eLTAX更改基本計画の見直しを行うとともに、検討すべき課題の整理、次期システムの目指すべき方向性、開発スケジュール等を明確化した実施計画の策定に着手する。
- ・ 更改時期変更に伴い、現行システムの利用を延長するため、保守運用契約等について2年間延長するとともに、機器の交換・増強、ソフトウェアの入替等の必要な措置を講ずる。

2 車体課税関係事務

(1) 自動車税関係システムの適切な管理運営

① O S S都道府県税共同利用化システムの運用

国土交通省等と共同で運営している自動車保有関係手続のワンストップサービスについて、関連するサービスの共通基盤であるインターフェースシステムの利用、都道府県税事務として必要なO S S都道府県税共同利用化システムの適切な運用及びこれらに附帯する事業を行う。

② 自動車税納付確認システム（J N K S）の運用

自動車の継続検査時の自動車税の納付確認に使用するJ N K Sについて、適切な運用及びこれらに附帯する事業を行う。

(2) 次期システム更改

令和5年1月に予定されるOSS都道府県税共同利用化システムの更改に向け、国土交通省等と連携を取りつつ設計・開発を進める。要件整理の進捗に応じ、各種仕様書を都道府県へ提供する。

(3) 軽自動車関係手続の電子化

軽自動車税環境性能割及び種別割の申告又は報告、継続検査時における種別割の納付の有無の事実の確認については、国の関連システムの更改時期に合わせて、電子的手続が可能となるよう、関係機関等と連携を取りつつ設計・開発を行う。

(4) 運用体制に係る強化等

- ・ 利用者の利便性向上及び地方団体の負担軽減を図るため、地方税共通納税システムとの連携について検討する。
- ・ JNKSの運用体制強化として、セキュリティ強化及び地方団体へのサービスレベルの向上並びに運用費用の軽減を図るため、ネットワーク機器の冗長化、SEのデータセンタへの常駐化、機器のリース期間の延長等を行う。
- ・ 地方団体からの問い合わせ受付の効率化を目的に、機構ホームページを通じた問い合わせフォームを構築する。

3 地方税電子化への取組

(1) 地方税共通納税システムの拡充に向けた検討

- ・ 地方税共通納税システムの利用は、納税者の利便性に資するとともに、地方団体、指定金融機関等における業務の効率化や省力化の効果が期待できることから、全税目に拡大できるよう検討する。
- ・ 個人の納税者の利便性の向上に資するため、クレジットカードによる納付等、キャッシュレス化に対応した納付手段の多様化について、可能な限り早期に対応できるよう具体的な検討を進める。

(2) 電子申告等手続の拡充に向けた検討

地方税に関する全ての手続の電子化に向けて、実務上の取扱い等を把握しながら、現在、eLTAXに対応していないたばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税等について、関係機関及び関係団体と連携して検討する。

(3) 基幹税務システムベンダーとの連携

- ・ 基幹税務システムベンダー向けホームページ等を活用した情報共有等により、基幹税務システムとの円滑な連携を図る。
- ・ 地方団体の情報システムの標準化・共通化に向けた動向の把握に努め、適宜情報を共有する。

4 情報セキュリティ対策

(1) 地方団体に対するセキュリティの向上に関する技術的支援

- ・ 地方団体が、セキュリティ基準に関する総務省告示に基づくセキュリティ対策の自己評価を適正に行えるよう支援する。
- ・ 自己評価の結果において一定の改善が必要と判断された地方団体に対し、総務省と連携し、全ての未措置項目について改善が図られるよう、個別研修等の必要な支援を行う。

(2) 情報セキュリティ監査

- ・ 情報セキュリティ監査実施計画を策定した上で、第三者による情報セキュリティ対策の有効性や改善の方向性等の指摘を受ける助言型監査を、機構及び業務委託先事業者並びに認定委託先事業者等に対して実施する。
- ・ 監査の結果、機構において是正が必要な項目が判明した場合には、速やかに改善する。業務委託先及び認定委託先事業者等において是正が必要な項目が判明した場合には、速やかに改善するよう助言する。

(3) セキュリティ診断

- ・ eLTAX、OSS都道府県税共同利用化システム、JNK S等、機構が管理する情報システム等に脆弱性がないことを確認するため、ネットワークシステム内部の脆弱性診断、インターネット等の外部接続点及びウェブアプリケーションの脆弱性診断を実施する。
- ・ 機構の情報資産に関して、情報セキュリティ監査や脆弱性診断では検出できないリスクの洗い出しを行った上で、それぞれのリスクの影響度や侵害度の分析及び対応策等の検討を行う。これらの実施結果に基づき、必要な措置を講ずる。

(4) 緊急時対応訓練

各種インシデント発生時に適切に行動できるよう、緊急時の対応手順を確認する訓練を実施した上で、必要に応じて手順を見直す。

(5) 標的型攻撃メール訓練

セキュリティ対策ソフトでは防ぐことが困難な高度化した標的型攻撃メールに適切に対応するため、業務委託先事業者等に対して訓練を実施する。

II 研修・調査研究等

1 教育及び研修

(1) eLTAX 研修

- ・ 令和3年10月から11月までの期間において、地方団体自らのeLTAXの利用率向上を推進するため、全国9会場において、地方団体の給与事務担当者を対象に、PCdeskを用いた給与支払報告書データの取扱いや地方税共通納税システムに係る操作研修を実施する。
- ・ 地方団体の税務担当者を対象に、審査システムの概要説明やデータ抽出機能の活用方法等について研修を行うとともに、地方団体の税務担当者によるeLTAXの活用に関する事例発表を行う。

(2) 情報セキュリティ研修

- ・ 地方団体の関係職員に対し、全国説明会と同日に情報セキュリティ研修を実施する。
- ・ 研修会に参加することができない地方団体に対しては、地方団体向けホームページにおいて研修内容の情報を提供する。
- ・ 地方団体から情報セキュリティ研修の実施の要請があった場合は、セキュリティ対策の充実強化に向けて支援する。

(3) 税務研修

- ・ 地方団体の税務事務の現場を支える職員を対象に、専門知識の習得及び実務処理能力の向上を目的として、各種研修を実施する。
- ・ 研修の実施にあたっては、令和2年度までに実施した研修の受講者アンケート等の結果を踏まえ、各研修の共催団体と緊密に連携し、研修内容の充実を図る。

- ① 不動産評価研修：愛知県（9月）
- ② 直税課税研修：大阪府（11月）
- ③ 軽油引取税調査事務研修：兵庫県（10月）
- ④ ブロック別徴収事務研修：全国6ブロックにて各1回実施（7月～12月）
- ⑤ 政令指定都市研修：福岡市（7月）
- ⑥ 特別研修

(4) 市区町村向け研修

地方団体負担金以外の財源を活用し、市区町村向け研修やICTの活用等による研修機会の更なる拡充に向けて取り組む。

2 調査研究

- ・ 地方税務行政を取り巻く状況の変化に的確に対応し、適正、公平で効率的な業務運営に資するため、諸課題に関する実務者等の連携による調査研究を行う。

- ・ デジタル・ガバメント推進の動きに対応するため、地方団体や関係機関の実務面に配慮しつつ、eLTAXに対応していないたばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税等の地方団体における申告・申請・届出等、地方税に関する全ての手続の電子化に向けた調査研究を行う。

3 広報その他の啓発活動

- ・ 全国共通で行うことが効果的かつ効率的な、自動車税・軽自動車税の納期内納付、税を考える週間等の地方税に関する広報その他の啓発活動等を行う。
- ・ eLTAX、地方税共通納税システムの利用率及び認知度の向上等に向けて、関係機関・関係団体等と連携し、普及啓発に取り組む。

4 地方団体に対する情報の提供その他の支援

(1) 講演会等助成事業

地方団体において、税務職員の資質の向上や、地方税に対する地域住民及び行政内部職員等の理解・協力の促進を目的とした講演会等を開催する場合に、地方団体の申請に基づき、開催費用を助成する。

(2) 補助事業

地方団体が実施する事業のうち、他の地方団体の税務事務向上に資するものであり、かつ、地方団体間の協力関係を促進する事務事業について、当該事業を実施する地方団体の申請に基づき、実施費用を補助する。

(3) 軽油引取税全国連絡会

都道府県間の緊密な連携と協力を図り、軽油引取税の賦課徴収の適正化を一層推進するための枠組みである軽油引取税全国連絡会について、次の事業を行う。

① 全国軽油引取税担当者会議

不正軽油の撲滅を目指し、広域事案及び犯則事案への対応、脱税事案の防止等をテーマとした会議を年1回開催し、都道府県間の情報共有を支援する。

② 全国不正軽油撲滅強化月間事業

- ・ 不正軽油の撲滅を図るため、啓発ポスター及びチラシを作成し全国に配布する。
- ・ 全国一斉路上軽油抜取調査について、実施要領の策定、実施日程・調査場所の調整、実施結果のとりまとめ及びプレス発表等を行う。

③ 専門部会

軽油引取税に関する喫緊の課題についてワーキンググループを設置し、検討する。

④ 情報提供その他

軽油引取税犯則事案に係る強制調査着手・告発等の情報について、都道府県に提供する。

(4) その他の支援

地方税に関する手続の電子化を進めるに当たっては、地方団体の情報システムの標準化・共通化の動向を注視し、適宜情報提供を行いつつ、税務関係事務の合理化に資するよう取り組む。

5 その他

(1) 全国説明会の開催

機構の翌年度の負担金に係る説明、eLTAX や車体課税関係で予定されるシステム改修の内容、研修や広報事業等に係る情報提供及び意見交換を行うため、7月から8月までの期間に、全国12会場において地方団体に対する全国説明会を開催する。

(2) 全国連絡会議の開催

機構による情報提供及び意見交換、総務省等の関係機関による最新の情報提供を行う場として、全国連絡会議を開催する。

(3) 地方公共団体税務職員表彰

永年にわたり地方税業務に精励し、功績が顕著な地方税務職員を表彰する「地方公共団体税務職員表彰」（総務省主催）を支援する。

(4) 情報収集及び情報提供

地方団体が地方税の実務を行う上で必要な各種情報の把握に努め、適宜情報を共有する。

Ⅲ 組織体制・業務運営等

1 効率的な執行体制の実現

地方税電子化に伴うシステムの整備・拡充、地方税共通納税システムの対象税目追加に伴う管理運営業務、ICTを活用した研修の充実や地方税電子化の推進の動きに対応した調査研究の強化等、今後見込まれる業務の拡大等に適切に対応するため、効率的な執行体制の実現に努める。

2 適正な業務運営の確保

(1) 監事監査

地方税共同機構監事監査規程に基づき、監事による定例監査として例月監査及び決算監査を行う。

(2) 内部統制の仕組みを通じた業務執行の適正性の確保

内部統制委員会を開催し、リスク管理、コンプライアンス向上を図るとともに、内部監査により、十分な対策が取られていることを確認する等、内部統制の仕組みを通じて、業務執行の適正性を確保する。

(3) 役職員の情報リテラシー向上

- ・ 内部不正を防ぎサイバー攻撃に適切に対処するため、役職員に対する教育・訓練を実施する。
- ・ 機構職員の情報リテラシー向上を図り、日常業務における情報セキュリティ対策を強化するため、基礎的な研修を随時実施するとともに、必要に応じて専門的な研修を実施する。
- ・ セキュリティ対策ソフトでは防ぐことが困難な高度化した標的型攻撃メールに適切に対応するため、機構の役職員に対して訓練を実施する。

令和3年度予算（案）

地方税共同機構

令和3年度 正味財産増減予算書（案）

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

（単位：円）

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 受取補助金等	
受取民間助成金	23,000,000
② 受取負担金	
受取基礎負担金	297,897,000
受取電子申告等関係費負担金	3,527,444,000
受取経由機関業務関係費負担金	190,391,000
受取国税連携関係費負担金	554,125,000
受取扶養親族等申告書刷成費等負担金	3,859,000
受取OSS関係費負担金	481,150,000
受取共同収納手数料負担金	27,845,000
受取次期更改準備資金振替額	42,500,000
経常収益計	5,148,211,000
(2) 経常費用	
① 事業費	(4,774,212,000)
給料手当	190,089,000
退職給付費用	452,000
賞与引当金繰入	12,218,000
福利厚生費	31,910,000
旅費交通費	912,000
通信運搬費	94,238,000
減価償却費	2,054,675,000
消耗品費	234,000
維持修繕費	828,374,000
賃借料	44,593,000
委託費	
運用委託費	1,135,467,000
事務委託費	139,207,000
支払手数料	99,459,000
支払負担金	3,159,000
その他事業費	139,225,000
② 管理費	(312,451,000)
給料手当	112,752,000
退職給付費用	1,579,000
賞与引当金繰入	8,149,000
福利厚生費	26,843,000
旅費交通費	32,267,000
通信運搬費	2,665,000
減価償却費	3,533,000
消耗品費	5,221,000
維持修繕費	3,297,000
光熱水料費	2,000,000
広告宣伝費	17,783,000
賃借料	52,095,000
租税公課	102,000
委託費	
運用委託費	3,243,000
事務委託費	5,440,000
支払手数料	7,858,000
支払負担金	269,000
支払助成金	1,760,000
雑費	2,595,000
その他管理費	23,000,000
経常費用計	5,086,663,000
当期経常増減額	61,548,000
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
他会計振替額	0
当期一般正味財産増減額	61,548,000
一般正味財産期首残高	1,028,088,753
一般正味財産期末残高	1,089,636,753
II 指定正味財産増減の部	
① 受取負担金	
受取次期更改準備資金	170,077,000
② 一般正味財産への振替額	0
一般正味財産への振替額	△ 42,500,000
当期指定正味財産増減額	127,577,000
指定正味財産期首残高	53,887,399
指定正味財産期末残高	181,464,399
III 正味財産期末残高	1,271,101,152

※ 事業費に掲げられている一部の科目においては、予算成立後に行う契約の内容によって、ソフトウェア資産等の取得に分類されるなど、決算において正味財産の増加に分類されるものが含まれる。

令和3年度 正味財産増減予算書 内訳表(案)
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	システム事業等会計						共同収納 手数料会計	法人会計	内部取引 控除	合計
	電子申告等 事業	年金特徴 事業	国税連携 事業	扶養親族等 申告書 刷成費事務事業	自動車OSS 事業	小計				
I 一般正味財産増減の部										
1 経常増減の部										
(1) 経常収益										
① 受取補助金等										
受取民間助成金	0	0	0	0	0	0	0	23,000,000		23,000,000
② 受取負担金										
受取基礎負担金	0	0	0	0	0	0	0	297,897,000		297,897,000
受取電子申告等関係費負担金	3,527,444,000	0	0	0	0	3,527,444,000	0	0		3,527,444,000
受取経由機関業務関係費負担金	0	190,391,000	0	0	0	190,391,000	0	0		190,391,000
受取国税連携関係費負担金	0	0	554,125,000	0	0	554,125,000	0	0		554,125,000
受取扶養親族等申告書刷成費等負担金	0	0	0	3,859,000	0	3,859,000	0	0		3,859,000
受取OSS関係費負担金	0	0	0	0	481,150,000	481,150,000	0	0		481,150,000
受取共同収納手数料負担金							27,845,000	0		27,845,000
受取次期更改準備資金振替額	42,500,000	0	0	0	0	42,500,000	0	0		42,500,000
経常収益計	3,569,944,000	190,391,000	554,125,000	3,859,000	481,150,000	4,799,469,000	27,845,000	320,897,000	0	5,148,211,000
(2) 経常費用										
① 事業費	(3,592,491,000)	(192,609,000)	(571,811,000)	(3,859,000)	(385,597,000)	(4,746,367,000)	(27,845,000)			(4,774,212,000)
給料手当	146,753,000	11,546,000	16,559,000	0	15,231,000	190,089,000	0			190,089,000
退職給付費用	0	452,000	0	0	0	452,000	0			452,000
賞与引当金繰入	9,278,000	730,000	869,000	0	1,341,000	12,218,000	0			12,218,000
福利厚生費	22,440,000	1,616,000	5,304,000	0	2,550,000	31,910,000	0			31,910,000
旅費交通費	589,000	0	323,000	0	0	912,000	0			912,000
通信運搬費	60,348,000	3,018,000	7,235,000	0	23,637,000	94,238,000	0			94,238,000
減価償却費	1,658,835,000	80,757,000	267,727,000	0	47,356,000	2,054,675,000	0			2,054,675,000
消耗品費	234,000	0	0	0	0	234,000	0			234,000
維持修繕費	602,768,000	34,754,000	128,657,000	0	62,195,000	828,374,000	0			828,374,000
賃借料	37,483,000	2,418,000	4,692,000	0	0	44,593,000	0			44,593,000
委託費										
運用委託費	820,488,000	46,658,000	112,346,000	0	155,975,000	1,135,467,000	0			1,135,467,000
事務委託費	121,725,000	3,490,000	6,564,000	700,000	6,728,000	139,207,000	0			139,207,000
支払手数料	1,000,000	30,000	0	0	70,584,000	71,614,000	27,845,000			99,459,000
支払負担金	0	0	0	3,159,000	0	3,159,000	0			3,159,000
その他事業費	110,550,000	7,140,000	21,535,000	0	0	139,225,000	0			139,225,000
② 管理費								(312,451,000)		(312,451,000)
給料手当								112,752,000		112,752,000
退職給付費用								1,579,000		1,579,000
賞与引当金繰入								8,149,000		8,149,000
福利厚生費								26,843,000		26,843,000
旅費交通費								32,267,000		32,267,000
通信運搬費								2,665,000		2,665,000
減価償却費								3,533,000		3,533,000
消耗品費								5,221,000		5,221,000
維持修繕費								3,297,000		3,297,000
光熱水料費								2,000,000		2,000,000
広告宣伝費								17,783,000		17,783,000
賃借料								52,095,000		52,095,000
租税公課								102,000		102,000
委託費										
運用委託費								3,243,000		3,243,000
事務委託費								5,440,000		5,440,000
支払手数料								7,858,000		7,858,000
支払負担金								269,000		269,000
支払助成金								1,760,000		1,760,000
雑費								2,595,000		2,595,000
その他管理費								23,000,000		23,000,000
経常費用計	3,592,491,000	192,609,000	571,811,000	3,859,000	385,597,000	4,746,367,000	27,845,000	312,451,000	0	5,086,663,000
当期経常増減額	△ 22,547,000	△ 2,218,000	△ 17,686,000	0	95,553,000	53,102,000	0	8,446,000	0	61,548,000
2 経常外増減の部										
(1) 経常外収益										
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用										
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	15,728,000	△ 5,864,000	△ 9,864,000	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 6,819,000	△ 8,082,000	△ 27,550,000	0	95,553,000	53,102,000	0	8,446,000	0	61,548,000
一般正味財産期首残高										1,028,088,753
一般正味財産期末残高										1,089,636,753
II 指定正味財産増減の部										
① 受取負担金										
受取次期更改準備資金	170,077,000	0	0	0	0	170,077,000	0	0		170,077,000
② 一般正味財産への振替額										
一般正味財産への振替額	△ 42,500,000	0	0	0	0	△ 42,500,000	0	0		△ 42,500,000
当期指定正味財産増減額	127,577,000	0	0	0	0	127,577,000	0	0	0	127,577,000
指定正味財産期首残高										53,887,399
指定正味財産期末残高										181,464,399
III 正味財産期末残高										1,271,101,152

※ 事業費に掲げられている一部の科目においては、予算成立後に行う契約の内容によって、ソフトウェア資産等の取得に分類されるなど、決算において正味財産の増加に分類されるものが含まれる。

令和3年度 収支計画書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

1 収支計画

(単位：千円)

区分	金額
事業活動収入	
補助金等収入	23,000
負担金収入	5,252,788
投資活動収入	
特定資産取崩収入	42,500
財務活動収入	
長期未収金収入	29,953
繰越金収入	145,345
収入合計	5,493,586
事業活動支出	
事業費支出	2,719,085
管理費支出	307,339
投資活動支出	
特定資産取得支出	172,108
固定資産取得支出	98,907
財務活動支出	
長期未払金支出	2,184,180
予備費支出	10,000
支出合計	5,491,619
収支差額	1,967

※ 予算成立後に行う契約の内容によって、事業活動支出、投資活動支出及び財務活動支出の区分に変更の生じるものが含まれている。

※ 令和元年度決算における次期繰越金266,510千円の一部を、繰越金収入として計上している。

2 債務の負担

翌事業年度以降にわたる債務の負担の限度額は、14,707,074千円とする。

事業の内訳は別紙のとおり。

(別紙)

翌事業年度以降にわたる債務の負担に関する事項内容

事項	
1	事務局用備品リース
2	自動車税関係広報
3	eLTAX現行システムの利用期間延長 〔 ・電子申告等システムに係る運用保守業務 ・データセンタ、HW賃貸借 等 〕
4	特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化
5	地方税共通納税システムの対象税目拡大
6	電子申請対象手続の拡大
7	次期eLTAX基本計画・実施計画の契約変更
8	軽自動車関係手続の電子化 〔 ・OSS都道府県税共同利用化システムの軽自動車OSS対応 ・軽自動車JNK Sの構築・保守 等 〕
9	自動車関係システムの改善 〔 ・自動車JNK Sの運用期間等の変更 ・次期OSS都道府県税共同利用化システムの運用 ・地方税共通納税システムの自動車OSS対応 等 〕
10	ヘルプデスクの契約変更

令和3年度負担金総額見込算定基礎（第8回代表者会議（令和2年6月29日）説明資料）と令和3年度予算（案）との変更点

（単位：百万円）

業務	区分	算定基礎			令和3年度予算案						主な増減理由	
		支出額	特定 財源	負担金	支出額	増減額	特定 財源	増減額	負担金 所要額	対算定基礎 増減額		
1 システム事業 （機構処理税務 事務関係）	地方税ポータルシ ステム関連事務 {(1)eLTAX関係}	①電子申告等、国税連携、年金特徴システム	3,882	30	3,852	4,022	141	175	145	3,847	-5	【特財】ヘルプデスク呼量増対応に伴う増(繰越金)等 契約締結に伴う減 【特財】次期eLTAX更改時期延期に伴う減等(次期更改準備資金) 情報セキュリティ診断の充実に伴う増等
		開発運用	3,611	30	3,581	3,764	153	175	145	3,589	8	
		追加開発	271	0	271	258	-13	0	0	258	-13	
		②更改準備	46	46	0	43	-4	43	-4	0	0	
		③次期更改準備資金積立	170	0	170	170	0	0	0	170	0	
		④税制改正対応等	139	0	139	139	0	0	0	139	0	
		⑤その他(セキュリティ監査等)	284	0	284	288	4	0	0	288	4	
	小 計	4,521	76	4,445	4,662	141	218	142	4,444	-1		
	車体課税関係事 務{(2)自動車 OSS関係}	①OSS共同利用化システム(IFシステム含む)	328	0	328	328	0	0	0	328	0	個別追加機能1団体(1団体以外は負担金に影響なし)
		運用	284	0	284	284	0	0	0	284	0	
		追加開発	44	0	44	44	0	0	0	44	0	
		②自動車税納付確認システム(JNKS)	68	0	68	69	0	0	0	69	0	
		②-1 現JNKS運用	1	0	1	1	0	0	0	1	0	
		②-2 次期JNKS運用	67	0	67	68	0	0	0	68	0	
		③税制改正対応等	47	0	47	47	0	0	0	47	0	
		④その他(セキュリティ監査等)	37	0	37	37	0	0	0	37	0	
	小 計	481	0	481	481	0	0	0	481	0		
システム事業 計		5,001	76	4,925	5,143	141	218	142	4,925	0		
2 研修・調査研究 その他支援	(1)教育及び研修	①eLTAX研修、セキュリティ研修	6	2	4	6	0	2	0	4	0	研修における新型コロナウイルス感染防止対策に伴う増 【特財】研修に係る委託内容の精査(全国市町村振興協会助成金) 全国説明会動画配信に伴う増 式典の見直しに伴う減
		②不動産評価研修、直税課税研修等	32	16	16	31	0	15	-1	16	1	
		小 計	38	18	20	38	0	17	-1	20	1	
	(2)調査研究	地方税制WGによる調査・研究等	8	6	3	8	0	6	0	3	0	
	(3)広報その他の 啓発活動	①eLTAX広報	6	0	6	7	1	0	0	7	1	
		②納期内納付、税を考える週間、税制改正内容等の広報啓発	14	0	14	14	0	0	0	14	0	
		小 計	20	0	20	21	1	0	0	21	1	
(4)情報その他の 支援	講演会等助成、軽油引取税全国連絡会等	9	0	9	7	-2	0	0	7	-2		
研修・調査研究その他支援 計		75	24	51	74	-1	23	-1	51	0		
3 法人運営	役員人件費、事務所賃料、予備費 等	247	0	247	247	0	0	0	247	0		
合 計		5,324	100	5,223	5,464	140	241	141	5,223	0		
4 共同収納手数料負担金		4×倍率	0	4×倍率	28	28-(4×倍率)	0	0	28	28-(4×倍率)		

※ 本資料は、現金ベースの収支予算として作成している。

※ 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

検討課題に係る取組状況

検討課題（第4回代表者会議（令和元年6月26日）決定）については、地方団体等に対するアンケートの実施、説明会、各検討部会、地方税における電子化の推進に関する検討会、実務者会議、全国連絡会議等を通じ、広く意見聴取や情報共有を行いながら検討・調整等を図り一定の成果を得た。

（1）軽自動車関係手続

- ・ 軽自動車税関係手続の電子化の方針や要件の検討に当たり、全都道府県への説明会、全市区町村への意見照会等を実施
- ・ 関係者間の検討の場として「eLTAX 検討部会・自動車O S S 検討部会合同会議」を実施
- ・ 軽自動車税環境性能割及び種別割の申告又は報告、継続検査時における種別割の納付確認の電子化について、令和5年1月の実現に向けて開発予定（令和3年度税制改正の大綱）

（2）特徴税額通知

- ・ 全市区町村を対象としたアンケートの結果（企業単位での電子化案が多数支持）等を踏まえ、関係者間の検討の場として「特別徴収税額通知（納税義務者用）電子化検討WG」を設置
- ・ 電子的通知の配布又は開封の観点から致命的な問題がないかを探るための実証実験を実施
- ・ 全市区町村への意見照会等を経て、令和6年度分以後の電子化に向けて開発予定（令和3年度税制改正の大綱）

（3）償却資産申告

- ・ PCdeskのエラーチェック機能や複数地方団体への一括申告機能の強化等、利用者の利便性向上に向けた機能改善を実施
- ・ 電子申告率等の向上に向けて、国とともにPCdesk及び償却申告機能の広報を実施

(4) 共通納税の拡大と収納方法の多様化

- ・ 地方税の電子化の推進に向けた検討を行うため「地方税における電子化の推進に関する検討会」を設置し、共通納税の拡大と収納方法の多様化等を主なテーマとして議論
- ・ 金融所得課税（個人住民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割）の追加に向けた開発に着手し、令和3年10月稼働予定（令和2年度税制改正の大綱）
- ・ 固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の追加に向けた検討を開始し、令和5年度以後の課税分について稼働予定（令和3年度税制改正の大綱）

【今後の取組】

地方税電子化の動向等に注視しつつ、新たな課題等（地方税に関する全手続の電子化、地方税共通納税システムの全税目への拡充等、税務事務及び関連業務の合理化の支援など）を設定し、検討を開始する。

(参考)

(第4回代表者会議(令和元年6月26日)決定)

今後の検討課題に係る取組について

地方税共同機構においては、地方税務実務の多様な実情を十分に踏まえながら、国や経済界等の動きにも留意しつつ、当面、以下の4点をはじめとする検討課題について、的確に検討・調整を行っていくこととする。

(1) 軽自動車関係手続

地方税(軽自動車税種別割及び環境性能割)に係る軽自動車関係手続の効率化に向けたオンライン・ワンストップ化等の仕組みの構築

(2) 特徴税額通知

給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)について、eLTAXの活用等を通じた電子的通知の実現

(3) 償却資産申告

固定資産税(償却資産)について、申告の簡素化・事務の効率化に向けた電子的な申告手続に係るシステムの改善

(4) 共通納税の拡大と収納方法の多様化

地方税共通納税システム等を通じた収納について、取扱税目や収納方法等の拡大

【理由】

- 経済社会の構造変化が激しさを増す中、デジタル手続法の成立や経済財政運営に関する累次の閣議決定などを踏まえ、情報通信技術を活用して行う行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化が求められている。
- 地方税の分野においても、経済のICT化等により納税実務や税務行政を取り巻く環境が大きく変化しており、税務事務の電子化を推進することにより、納税者の利便性向上や官民双方のコスト削減を図ることが喫緊の課題となっている。
- このため、地方税の賦課徴収業務の一部を共同処理する主体であり、eLTAXやOSSシステムを管理運営する役割を担う地方税共同機構として、これらの課題に取り組んでいく必要がある。

予算の執行に関する報告

地方税共通納税システムの共同収納手数料は、利用実績に応じて支払うこととなっているが、同システムの利用が想定以上に伸びたため、共同収納手数料が当初予算を上回った。

地方税共同機構会計規程第13条第5項に基づき、増加が見込まれる収入額の範囲において、当該不足した経費に充当したため、同条第5項に基づき報告する。

1 会計名

共同収納手数料会計

2 事業概要及び充当の経緯

- 地方税共通納税システムの利用にあたり、MPN（マルチペイメントネットワーク）の利用料として共同収納手数料が発生する。
- 令和2年度予算については、令和2年3月の代表者会議で議決されたが、地方税共通納税システムの利用が想定以上に伸びたため、共同収納手数料が当初予算を上回った。
- なお、この手数料については、令和元年10月から令和2年3月までの利用実績に応じて、令和2年度負担金として各地方団体にご負担いただき、機構から金融機関に支払いを行った。

3 充当額

(収入)

(単位：千円)

	既決予算額	増加収入額	合計額
事業収益	3,772	493	4,215

(支出)

(単位：千円)

	既決予算額	充当額	合計額
事業費用	3,772	491	4,213

(参考)

○地方税共同機構会計規程

第13条

4 理事長は、収入に係る事業について、事業量の増加により当該事業のため直接必要な経費に不足が生じたときは、当該事業の増加により増加する収入に相当する金額を当該事業のため直接必要な経費に使用することができる。

5 前項の規定により措置した場合、理事長は、次に開催される代表者会議にその旨を報告しなければならない。

税制改正・電子化推進対応資金積立金（仮称）の設置

税制改正・電子化推進対応費のうち、年度内に執行しなかった額が生じた場合に、当該額を年度末に別途積立管理するため、税制改正・電子化推進対応資金積立金（仮称）を設置することとし、その取扱いに関して税制改正・電子化推進対応資金積立金（仮称）取扱規程を定める。

【税制改正・電子化推進対応資金積立金（仮称）取扱規程の概要】

- 当該積立金は、貸借対照表及び財産目録上名称を付し、他の資金と明確に区分して管理する。
- 当該積立金は、予算に定めるところにより、積立の目的である支出に充てるために取り崩すものとする。
 - ※ 税制改正・電子化推進対応資金積立金（仮称）の積立額については、令和2年度の収支を精査した上で、令和2年度決算において確定させる。

【参考】

○税制改正・電子化推進対応費の計上

- ・ 税制改正や電子化推進に機動的に対応するための支出予算枠を確保
- ・ 近年の税制改正対応に要した経費の実績（直近3年度で0.7億円）を踏まえ、デジタル手続法の成立などに伴う電子化の加速も考慮し、1.4億円を「税制改正・電子化推進対応費」として計上

※ 執行額が予算計上額に満たない年度は、執行残を年度末に一般の繰越収支差額とは別途積立管理し、予算計上額を超えて執行を要する年度は、当該積立額を財源として補正増額して執行

令和6（2024）年度のシステム更改の際に当該積立額が残っている場合は、更改費用に充当

（第4回代表者会議（令和元年6月26日）説明資料（抄））

(参考)

○ 税制改正・電子化推進対応資金積立金（仮称）取扱規程（案）

（設置の目的）

第1条 税制改正及び地方税の電子化の推進に対応するため、税制改正・電子化推進対応資金積立金（以下「積立金」という。）を設置することとし、その取扱いに関し、必要な事項を定める。

（積立金の保有）

第2条 理事長は、税制改正・電子化推進対応費のうち、年度内に執行しなかった額が生じた場合、当該額を積立金として積立てることができる。

（積立金の管理・取崩し等）

第3条 積立金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付し、他の資金と明確に区分して管理する。

2 積立金は、次に定める場合に取り崩すことができる。

(1) 税制改正・電子化推進対応の予算が不足したとき。

(2) eLTAX 更改の際に、当該積立金が残存しているとき。

3 積立金は、予算に定めるところにより、積立の目的である支出に充てるために取り崩すものとする。

附 則

この規程は、令和3年3月〇日から施行する。

意見書

令和3年2月24日開催の当審議会における議案に関する意見は、下記のとおりである。

記

議案第1号「令和3年度事業計画(案)」及び議案第2号「令和3年度予算(案)」に関する意見はない。

令和3年2月24日

地方税共同機構 運営審議会
会長 稲継 裕昭

地方税共同機構
理事長 加藤 隆 殿

地方税共同機構 第5回運営審議会 会議録

1 開会の日時及び場所

(1) 日時

令和3年2月24日（水）10時20分～11時00分

(2) 場所

WEB開催

2 出席委員の氏名

会 長	稲 継	裕 昭
会長代理	石 井	夏 生 利
委 員	中 里	透
〃	塙	伸 一
〃	豊 田	善 之
〃	細 山	英 明

3 議事の概要

別紙のとおり

以上

地方税共同機構

運営審議会会長 稲 継 裕 昭

(別紙) 議事の概要

1 開会

理事長 今年度2回目の運営審議会である。昨年6月の第4回運営審議会は書面開催としたが、今回はWEB会議形式とする。

昨年は、新型コロナウイルスの影響を大きく受けた。今年に入ってから、首都圏等の大都市周辺を中心に緊急事態宣言が出されるなど、社会的な影響は続いており、地方税の分野においても、電子的手続が増えている状況となっている。

例年、1月は地方税電子的手続の業務のピークであり、給与支払報告書、償却資産の申告等がまとまって出てくる繁忙期であるが、大きな障害、事故・混乱等もなく無事処理を終えることができた。

給与支払報告書等については、電子的提出基準の引下げにより、提出件数の増加が見込まれたが、昨年度比2割弱の増で予想していたほどではなかった。

令和3年2月1日が期限であった新型コロナウイルス対策による期限延長の特例、徴収猶予の特例等についても、eLTAXを経由して一定程度の申請がされており、総務省からも当分の間、猶予の取扱いについては柔軟な対応をすることとされているため、機構においても申請のためのホームページを当面の間、維持することとしている。

2月16日からは、所得税等の確定申告の時期となっているが、今年は、新型コロナウイルス感染防止のため、税務署等の確定申告会場も入場整理券が必要となっているほか、申告期限も個人事業者の消費税あるいは贈与税とともに4月15日まで延長されている。

地方税についても、国税に合わせて、個人住民税の申告期限等が4月15日まで延長することとされ、総務省からの通知等に基づき、各地方団体で対応している。

さて、本日は、3月11日に開催予定の代表者会議に付議する、令和3年度の事業計画案及び予算案をご審議いただく。また、報告事項が3件ある。

機構も発足以来3年目に入る。

昨今の政府を中心とした行政手続のデジタル化、地方団体の基幹税務システムの標準化の動きにも適切に対応し、地方団体の地方税関係業務の電子化・合理化を支援するため、機構も一定の役割を果たす必要がある。

このため、事業計画案の項目を整理し、地方税手続の電子化の取組

の項を新たに設けることとした。

2月19日には、地方団体の代表者で構成する実務者会議がWEBで開催され、本日の案件についても意見をいただいた。事業計画案、予算案については特段の意見はなく、電子化のスケジュールや機構と地方団体の協力関係、基幹税務システムの標準化の進め方などについて質問や要望等があったところである。

今後も納税者等の利便性の向上を実現するためにも、地方税手続の電子化をさらに進めるよう機構としても取り組んでいきたい。

本日は審議をよろしく願います。

2 議事

会 長 議案第1号「令和3年度事業計画（案）」及び議案第2号「令和3年度予算（案）」について、関連した内容となるため、あわせて事務局から説明をいただきたい。

事務局 （議案第1号及び議案第2号の内容を説明）

会 長 議案第1号及び議案第2号の説明について、運営審議会として異議なしとしてよいか伺いたい。あわせて、質問やとりまとめるべき意見等はないか。

委 員 1つ要望をしたい。現在、コロナ禍ということもあり、国及び地方団体、民間事業者等において、デジタル化、電子化の流れが急速に加速している。

是非、現行のスケジュール感にとらわれず、可能なものについては前倒しで実施する等、スピード感を持って今後とも対応をお願いしたい。

会 長 他の委員も同意見かと思うので、どうぞよろしく願います。
他に質問や意見等はないか。

（異議なし）

会 長 特に運営審議会としてとりまとめるべき意見はないようなので、本議案に対しては異議がなかった旨を理事長から代表者会議に報告することとする。委員からの要望については、理事長から代表者会議においてご紹介いただきたい。

3 報告

会 長 報告第1号「検討課題に係る取組状況」、報告第2号「予算の執行に関する報告」及び報告第3号「税制改正・電子化推進対応資金積立金（仮称）の設置」について、事務局から説明をいただきたい。

事務局 （報告第1号、報告第2号及び報告第3号の内容を説明）

会 長 報告第1号、報告第2号及び報告第3号について、質問や運営審議

会としてとりまとめるべき意見等はあるか。

委員 地方税共通納税システムの共同収納手数料の負担金について、以前聞いていたかと思うが、念のため確認したい。

利用実績に応じて地方団体に按分して負担してもらうものだが、令和2年度分については、令和元年10月から令和2年の3月までの半年分となっている。これは稼働が令和元年10月だったからか。令和3年度以降は1年間の実績という形になるのか。

事務局 ご指摘のとおり、令和元年度については、地方税共通納税システムの稼働が令和元年10月からであったことから半年分としていたが、令和3年度以降については、前年度1年分をご負担いただくこととなる。

委員 地方税共通納税システムの対象税目を全税目に拡大、全ての手続の電子化を行うという方向で、地方税の手続に関しては、電子化が積極的に進められていると認識している。

行政手続の電子化全体を見渡した時に、地方団体でのシステムの標準化や、業務プロセスの標準化等を行い、共通した仕組みで動かしていく流れになると考えている。そうした際、地方団体の対応について全体を見渡した時には、地方税の全手続について、スムーズに進められるのか。

理事長 機構としては、責任をもって答えられるのは地方税の分野だけであり、他の分野についてはお答えするのは難しい。

現在、標準化等と行政手続の電子化を進めようとしているが、これは主として住民に密接に関連している市区町村の業務であり、その市区町村の対応が中心になるかと思う。地方税や住民基本台帳のような全国共通のものについては、国が主導して、システムの標準化あるいは行政手続そのものの電子化を進めようという流れとなっている。

特に地方税については、個人の住民以外が納税義務者になる法人関係税あるいは固定資産税で所有者が遠隔地に住んでいるといったようなことがあり、全国各地への様々な手続を同時に対応しなければならないという特徴があるため、機構としては、地方団体や所管省庁である総務省と相談をしながら電子化を進めていきたい。

他の手続については、地方団体において、昨年末に策定された自治体DX推進計画に沿って進めていくものとする。

会長 特に運営審議会としてとりまとめるべき意見はないようなので、本件についてはこれで終了とする。

5 意見書案について

会 長 本日は、当審議会として、議案に対して異議はなく、とりまとめるべき特段の意見がないということによろしいか。

(異議なし)

それでは、その旨の意見書を3月11日に開催予定の代表者会議において理事長から報告いただく。

本日の議事の公開については、会議規則第8条第2項に基づき、会議録を委員の皆様方にご確認をいただいた上で公開する。また、会議資料及び意見書についても、会議録と同様に公開する。

6 閉会

会 長 以上で、第5回運営審議会を閉会する。

以上